

顧問契約詳細

・労務相談(24時間対応)

労働に関する法律のこと、社会保険や労働保険に関すること、従業員様とのトラブル等、日々起こりうる様々な問題を社会保険労務士がご相談に乗り解決に向けてのアドバイスを致します。

困った時にすぐに相談できる社会保険労務士が身近にいることは大きなメリットがあると言えます。

法律が適法か違法となるかの判断だけでなく、従業員様の感情に寄り添った解決策を提示できるように努めております。

また従業員の方の健康保険・年金に関するご相談にも対応いたします。

解決できるまで責任を持って対応いたします。

24時間いつでもご相談ください！

【最近受けた相談事例】

- 従業員の方と連絡が取れなくなった。解雇してもよいのか？
- フレックスタイム制を導入したい
- 社会保険の月額変更がわからない
- 残業の計算がわからない
- 従業員の方が育児休業を取得したいと言っているが、どうすればよいかわからない
- 従業員が無断で社有車を使用している
- 有給制度がわからない
- 入院することになったので高額療養費制度について教えて欲しい
- 未払い残業が無いか不安

など様々なご相談をメール、電話、ZOOM、対面等でご相談に乗らせて頂きます。

24時間以内にご返信致します。

原則として顧問先様は何度でもご相談頂いて構いません。

・各種情報提供（法改正、制度改正など）

法律は日々変わっていきます。社会保険労務士を顧問に付けることでこのような法改正情報を顧問先様にご提供し「知らなかった」といった事を無くしていきます。

事前に知ることによって早く対応を取ることが出来ます。

また雇用保険を財源とした各種助成金のご提案もさせていただきます。

そうすることで助成金受給のチャンスが広がります。

これらの各種情報収集を自社でする必要がなくなるため時間短縮につながります。

【近年の法改正】

育児介護休業法、パワハラ防止法、働き方改革推進法など

【制度改正】

今後実施されるもの

→2024 年問題（建設業、運送業など）

→労働条件通知書の内容改正など

→未払い残業代の請求権が3年から5年へ

・各種ご提案

社会保険労務士を顧問につけることで顧問先様の改善点等を分析し、様々なご提案をさせて頂きます。

勤怠管理システム・給与計算システムの導入、各種助成金のご提案、労働基準監督署の調査の対策、各種制度のご提案（有給休暇の計画付与、変形労働時間制の導入など）などをさせて頂きます。

各種制度や助成金、便利なシステムなどこれらをうまく活用することで会社の人事労務がやりやすくなることは多々あります。

自社では良いと思っていることも、実際は違っている事も少なくありません。

これらの事は、社会保険労務士として企業を見させてもらう事で浮かび上がってくる事です。

※別途料金を頂く場合がございます。

助成金（一例です）

→定年年齢廃止、定年延長等を実施することで受給できる65歳超雇用推進助成金

→有期契約労働者を正社員に転換することで受給できるキャリアアップ助成金など

※細かな要件を満たす必要はあります。

※助成金の申請は別途報酬を頂きます

労働基準監督署調査対策

2019年より働き方改革推進法が施行されたことにより、労働基準法が大きく改正され残業時間の上限、有給休暇の5日間の取得義務、出勤簿や賃金台帳の整備など様々な改正が行われました。

これらの法律通りの労働環境が整っているかを調査するのが**労基署調査**です。

労基署は刑事罰を科す権限があり、怖い機関と言えます。

労基署対策を講じることで結果的に社内の労働環境が整います。

具体的には・・・

→賃金台帳のチェック（未払い残業がないかなど）

→各種協定書のチェック（36協定など）

→各種法定書類の点検（雇用契約書、有給休暇管理簿、出勤簿など）

→就業規則の整備

などの整備を行うことで労基署対策を万全とすることができます。

・各種社会保険・労働保険の手続き

日々発生する社会保険及び労働保険に関する各種手続きの申請を代行いたします。

こういった手続きを社会保険労務士にアウトソーシングすることで日々の業務に専念して頂けますし、申請漏れなども防止することが出来ます。

また各種法律の専門家である社会保険労務士に依頼することで確実な手続きをお約束いたします。

また従業員様の社会保険や労働保険に関するご相談などもお受けいたします。

社会保険に関する手続き

→従業員の方の入退社の手続き

→傷病手当金、出産手当金の各種手続き

→標準報酬月額変更に伴う月額変更届など

労働保険に関する手続き

→従業員の方の入退社の手続き

→労災発生の際の手続き

→労災発生時の各種給付の手続きなど

具体例

従業員の方が退社した際の手続き

→健康保険及び雇用保険の資格喪失手続き（場合によっては離職票の作成）

従業員の方が育児休業を取得する際の手続き

→育児休業取得期間の社会保険料免除申請や育児休業給付の申請

他にも・・・

→事業所の名称や住所変更に伴う各種手続き

→健康保険証の紛失による手続き

→新規で社会保険、労働保険、雇用保険を成立させる際の手続きなど

→労働保険の年度更新

→社会保険の算定基礎届など

を行います。

※顧問料とは別に別途費用を頂く場合がございます。

・他にも弊所ではこういった事をお手伝いいたします！

→ハローワークへの事業所登録、求人票の作成

→賃金制度の作成

→人事評価制度の作成

→法改正セミナー

→弁護士、税理士、司法書士、行政書士など他士業のご紹介

→異業種のご紹介（不動産業者、広告業者、派遣業者など）

→各種補助金の申請

→退職金制度の導入

→社会保険削減のご提案

※上記は一例です

※顧問契約料とは別に別途費用を頂くものもございます。

☆こういった事業者様は社会保険労務士の顧問をご検討ください

→日々発生する各種手続きが面倒な事業者様

→事務手続きをする従業員様がおられない事業者様

→これから事業を発展、拡大させていきたい事業者様

→会社内の労働環境を整備したい事業者様

→社内のルールや制度をしっかりと作りたい事業者様

→受給可能性のある補助金や助成金は受給したい事業者様

→労働基準監督署の調査に備えたい事業者様

→困った時に相談できる社会保険労務士を求めている事業者様